

輪島病院における病児保育事業について(案)

【目的】

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合がある。こうした保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、病気の児童の自宅に訪問するとともに、その安全性、安定性、効率性等について検証等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

【病児保育事業の種類】

病児対応型	児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。
病後児対応型	児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。
訪問型	児童が「回復期に至らない場合」又は、「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童の自宅において一時的に保育する事業。

【本市の状況】

- ・ 市立輪島病院での病後児保育【病後児対応型】
 - ・ 輪島市子育て支援センターでの病後児児童在宅保育サービス【訪問型】
- } 病後児対応型のみ

本市では、病児対応型を実施していないのが現状。

輪島市子ども・子育て支援事業計画を策定する際に実施したニーズ調査においても、「病児保育を実施してほしい」という声がありました。



【平成 28 年度の方針】

市立輪島病院で行っている病後児保育を、病児も対応できるようにし子育て世代の共働きなどの親が安心して働くことができる環境を整備する。